

当社が第13期（2024年度）より会計監査人設置会社となっていることから
有限責任監査法人トーマツの会計監査を経て決算報告を行っております。
公告内容は次のとおりです。

第13期決算公告

1 貸借対照表

貸借対照表（2025年3月31日現在）の要旨

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	580,979	流動負債	265,823
現金及び預金	346,352	買掛金	118,956
未収入金	3,237	未払金	73,265
売掛金	216,077	未払費用	4,338
商品及び製品	5,770	未払法人税等	24,280
原材料及び貯蔵品	22	未払消費税等	17,868
前払費用	6,708	前受金	577
立替金	246	預り金	13,327
1年内回収予定の差入保証金	3,000	賞与引当金	13,209
貸倒引当金	△436	負債合計	265,823
固定資産	25,969	（純資産の部）	
有形固定資産	12,635	株主資本	341,125
建物	1,136	資本金	30,000
車両運搬具	0	利益剰余金	311,125
工具器具備品	10,160	その他利益剰余金	311,125
その他	1,339	繰越利益剰余金	311,125
無形固定資産	2,710		
ソフトウェア	2,710		
投資その他の資産	10,623		
差入保証金	2,325		
長期前払費用	1,235		
繰延税金資産	7,063	純資産合計	341,125
資産合計	606,949	負債・純資産合計	606,949

2 損益計算書

損益計算書の要旨

(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,766,390
売上原価		1,505,796
売上総利益		260,593
販売費及び一般管理費		155,646
営業利益		104,946
営業外収益		
受取利息及び配当金	32	
その他	2	35
営業外費用		
その他	16	16
経常利益		104,965
税引前当期純利益		104,965
法人税、住民税及び事業税	32,678	
法人税等調整額	△3,193	29,485
当期純利益		75,479

3 個別注記表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

ア 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品、貯蔵品…最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

ア 有形固定資産

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物（附属設備含む）	3年～15年
車両運搬具	2年
工具器具備品	4年～20年

イ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

ア 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により計上しております。

イ 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額のうち当事業年度対応額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

サービスに係る収益のうち、複合機・プリンター設置運営業務の履行義務は、顧客（関西大学）との複写業務委託契約に基づいて、ネットワーク接続された複写機兼プリンターを顧客の学舎に配置して複写及び印刷サービスを提供することとなっております。また、総合施設管理業務の履行義務は、顧客（関西大学）との清掃・校務業務委託契約、警備業務委託契約及び施設設備管理業務委託契約に基づいて、契約期間に渡って顧客の学舎を総合的に運営管理する統合的なサービスを提供することとなっております。さらに、教育研究支援業務の履行義務は、顧客（関西大学）との業務委託契約に基づいて、顧客の教育研究活動に対し事務を中心とした後方支援サービスを提供することとなっております。これらの業務は、契約における義務を履行するにつれて顧客が便益を享受することから、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

次にサービスに係る収益のうち、自動販売機の設置運営業務の履行義務は、顧客（飲料メーカー）との自動販売機設置業務委託契約に基づいて、自動販売機の運営管理を行い、利用者に飲料が提供されるように手配することとなっております。また、制服・制成品販売業務の履行義務は、関西大学及び顧客（制服・制成品メーカー）との業務委託契約に基づいて、生徒に制服等の納品を手配することとなっております。さらに、学舎貸与業務の履行義務は、貸主（関西大学）との学舎転貸契

約に基づいて、貸主の学舎を利用したい顧客からの貸与申請に基づき、指定した日時に指定した場所を利用できるように準備及び手配することとなっております。これらの業務は、顧客がサービスを受けた時点で便益を享受することから、一時点（サービス提供時点）で収益を認識しております。

当社が代理人としてサービスの提供に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ア 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式により処理しております。

2 収益認識に関する注記

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	8,226千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権（売掛金）	145,440千円
短期金銭債権（未収入金）	1,086千円
短期金銭債務（未払金）	539千円

4 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

ア 営業取引による取引

売上高	1,578,123千円
仕入高	47,759千円
販売費及び一般管理費	62,516千円

5 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式	600株
------	------

6 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金の否認等であります。

繰延税金資産の発生の主な原因の内訳

賞与引当金	4,504千円
未払事業税	2,555千円
減価償却費差額	3千円
繰延税金資産合計	7,063千円

7 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する注記

ア 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い預金等に限定し、必要な資金を主に自己資金で賄っております。

イ 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収入金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は旅行業法の定めによる監督庁への供託金、及び旅行業務提携契約上の営業保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。

預り金は、関西大学経済人クラブからの預り金及び海外旅行保険業務に関する一時的な預り金であります。

ウ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理について、当社は、営業債権について、取引先別に期日及び残高を管理するとともに、入金状況について財務担当者が営業担当者に随時連絡を取っており、取引先の財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

エ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する注記

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
差入保証金	5,325	5,266	△58
資産計	5,325	5,266	△58

(注) 1 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注) 2 「未収入金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」及び「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(注) 3 金銭債権の決算日後の償還予定額

当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)

(単位 : 千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
現金及び預金	346, 352	—	—	—
未収入金	3, 237	—	—	—
売掛金	216, 077	—	—	—
差入保証金	3, 000	2, 325	—	—
合計	568, 668	2, 325	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する注記

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価 : 同一の資産又は負債の活発な市場における (無調整の) 相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価 : レベル 1 のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価 : 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

ア 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産

当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)

(単位 : 千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
差入保証金	—	5, 266	—	5, 266
資産計	—	5, 266	—	5, 266

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、差入期間に見合った国債の利率を基に割り引いた現在価値にて算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

8 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親法人及び法人主要株主等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
親法人	学校法人 関西大学	被所有 直接100%	委託取引先	清掃・校務委託 業務	577,271	売掛金	67,583
				施設総合管理委 託業務	392,456	売掛金	38,673
				複合機・プリン ター印刷業務	208,681	売掛金	10,763
				警備委託業務	140,783	売掛金	13,288

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(2) 親法人に関する注記

親法人情報

学校法人 関西大学

9 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 568,543円27銭

1株当たり当期純利益 125,799円92銭

10 重要な後発事象に関する注記

該当ありません。

11 その他の注記

退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型の制度として中小企業退職共済制度及び特定退職者共済制度を採用しております。

(2) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、5,000千円であります。

独立監査人の監査報告書

令和 7 年 5 月 26 日

株 式 会 社 関 大 パ ン セ
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 奥谷 恭子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社関大パンセの令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの第 13 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

株式会社関大パンセにおける 2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの第 13 期事業年度について、会社法第 381 条の規定に基づき監査を行いましたので、ご報告いたします。

1 監査の方法

監査にあたっては、取締役会に出席し、取締役等から職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、計算書類について精査するなど、株式会社関大パンセの業務及び財産の状況について所要の監査手続を実施しました。

2 監査の結果

(1) 事業報告及び附属明細書（事業報告関係）の監査結果

ア 事業報告及び附属明細書（事業報告関係）は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

イ 取締役の職務執行において、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないものと認めます。

(2) 計算書類及び附属明細書（計算書類関係）の監査結果

当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び附属明細書（計算書類関係）は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

(3) その他

第 13 期（2024 年度）から会社法に基づく会計監査法人監査を受けたことを確認しました。

2025 年 5 月 27 日

株式会社 関大パンセ

監査役 山田 恭子

監査役 堀田 有香